

第 1 章

総 説

第1節 川口市の概要

1 位置

本市は埼玉県南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接しています。また、県内では戸田、蕨、さいたま、越谷、草加の各市と隣接しています。市域の大部分が、都心から10～20km圏内に含まれます（図1.1.1）。



図1.1.1 川口市の位置

2 人口・世帯数の推移

令和4年4月1日現在、人口は605,067人であり、県内では、さいたま市（政令指定都市）に次ぐ人口規模の大きな市です（図1.1.2）。

人口・世帯

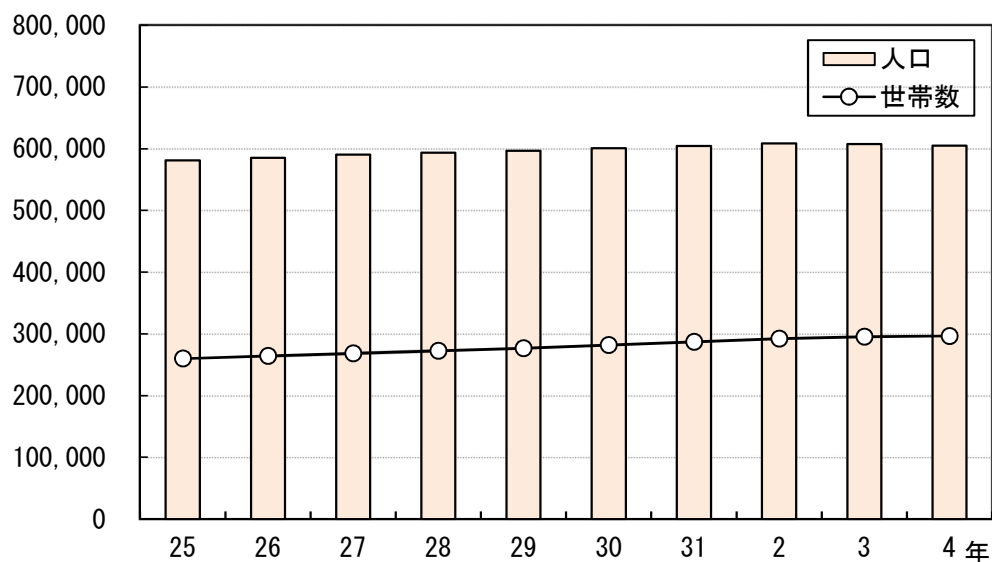


図1.1.2 人口・世帯数の推移

- 1) 各年4月1日現在
- 2) 住民基本台帳による

3 気候

令和3年の気温は、年平均16.6℃、最高37.2℃（8月）、最低-3.3℃（1月）でした（図1.1.3）。また、降水量は、年間1440.0mm、最高229.0mm（7月）、最低40.5mm（1月）でした（図1.1.4）。

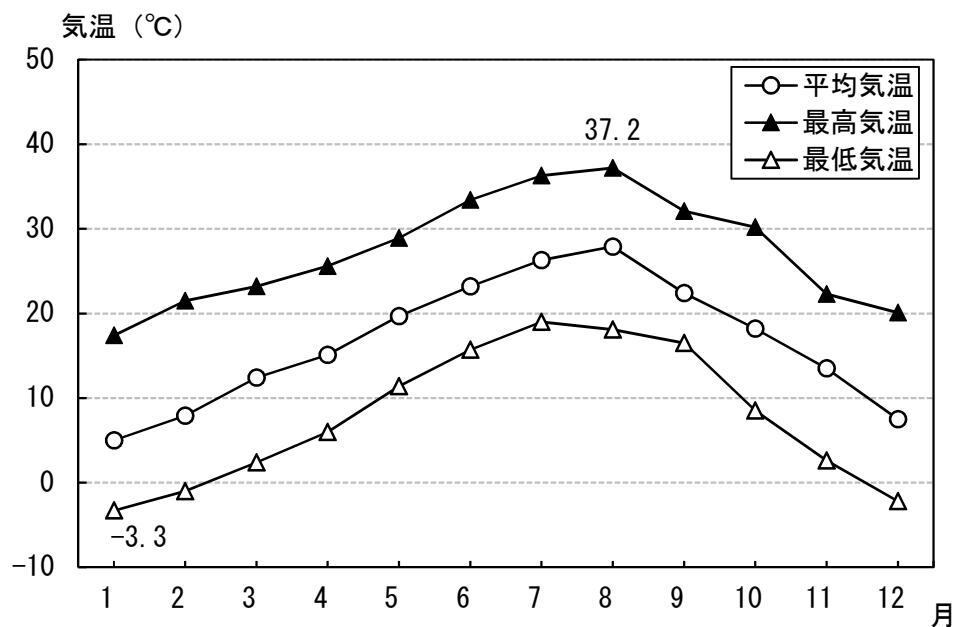


図 1.1.3 月別気温

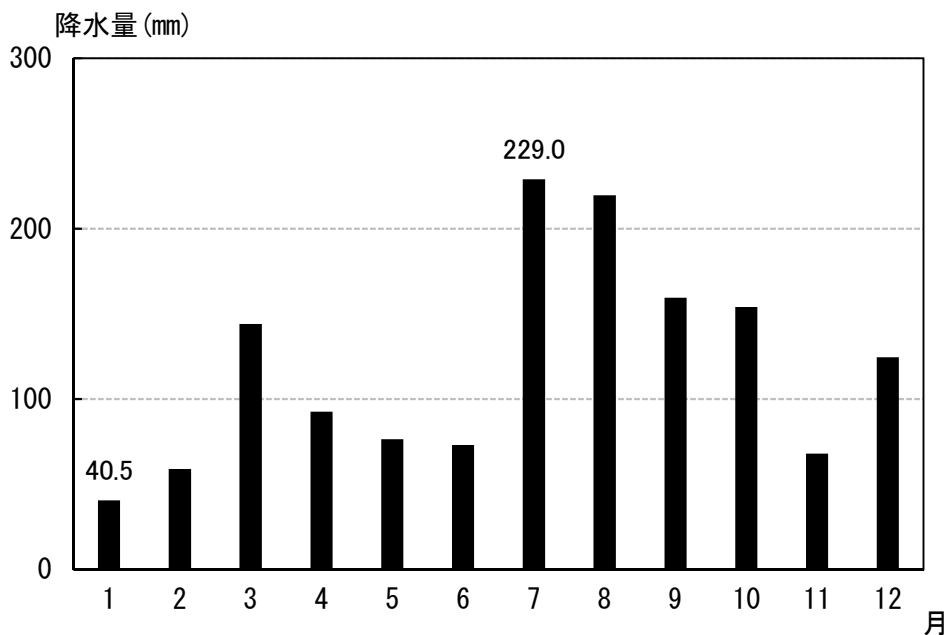


図 1.1.4 月別降水量

4 土地利用

令和3年1月1日現在、地目別面積は61.95km²であり、宅地が約5割です(図1.1.5)。また、用途地域別面積は61.97km²であり、うち市街化区域が54.67km²、市街化調整区域が7.30km²です(図1.1.6)。

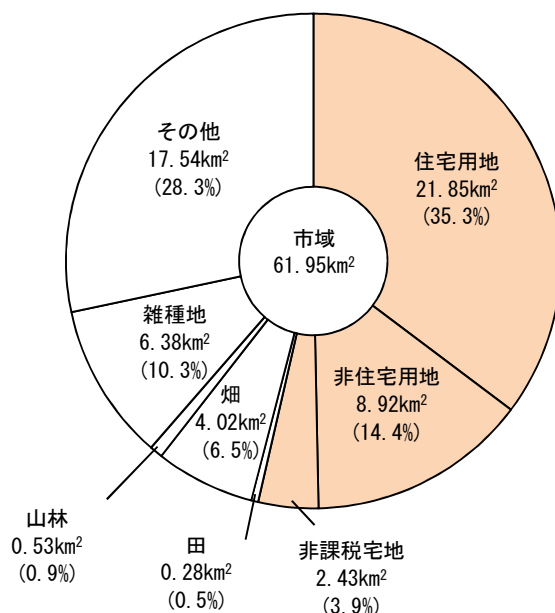


図 1.1.5 地目別面積

- 1) 令和3年1月1日現在
- 2) 面積(km²)は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- 3) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある
- 4) 「全国都道府県市区町村別面積調」により国土地理院が公表している

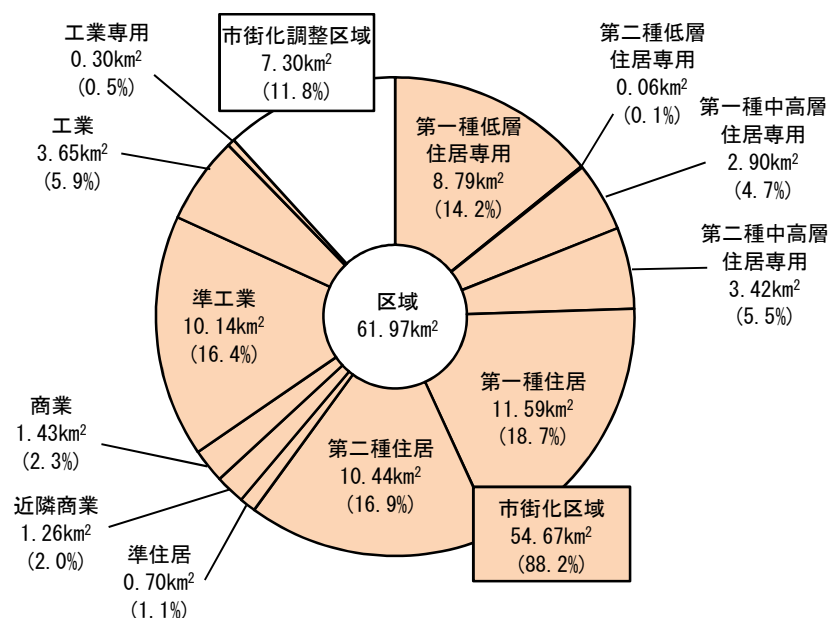


図 1.1.6 用途地域別面積

- 1) 令和3年1月1日現在
- 2) 面積(km²)は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- 3) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある
- 4) 「都市計画法」により用途地域を本市が決定している

5 産業

本市は、古くから鋳物工業をはじめ、機械工業や木型工業などのものづくり産業や、植木を中心とする花き生産などの緑化産業を中心に発展を続けてきました。

近年では、第3次産業が年々増加しており、都市型産業の進出が顕著にあらわれています（表1.1.1）。

表 1.1.1 産業分類表

産業分類	事業所数 (件)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総数	20,853	100.0	179,695	100.0
第1次産業	34	0.2	214	0.1
農・林・漁業	34	0.2	214	0.1
第2次産業	6,143	29.5	48,159	26.8
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.0	-	0.0
建設業	2,306	11.1	15,503	8.6
製造業	3,837	18.4	32,656	18.2
第3次産業	14,676	70.4	131,322	73.1
電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.0	222	0.1
情報通信業	127	0.6	1,163	0.6
運輸業、郵便業	579	2.8	13,900	7.7
卸売業、小売業	4,445	21.3	39,461	22.0
金融業、保険業	220	1.1	3,372	1.9
不動産業、物品賃貸業	1,600	7.7	5,732	3.2
学術研究、専門・技術サービス業	581	2.8	3,235	1.8
宿泊業、飲食サービス業	2,242	10.8	17,024	9.5
生活関連サービス業、娯楽業	1,692	8.1	8,031	4.5
教育、学習支援業	601	2.9	4,217	2.3
医療、福祉	1,593	7.6	23,457	13.1
複合サービス事業	48	0.2	982	0.5
サービス業(他に分類されないもの)	941	4.5	10,526	5.9

1) 平成28年経済センサス-活動調査(総務省)

2) 構成比(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

6 行政機構および事務分掌

(令和4年4月1日現在)

行政機構

事務分掌

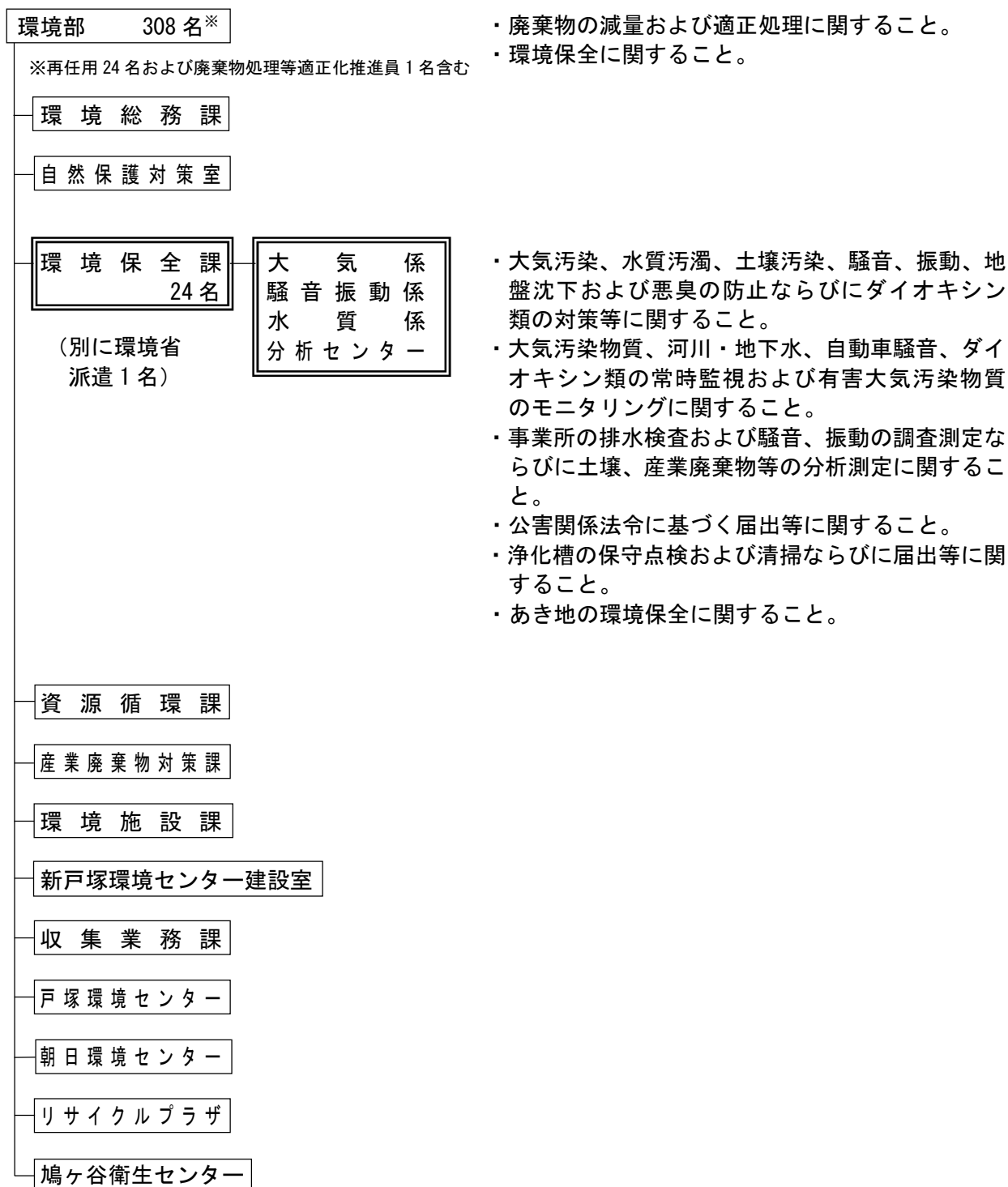


図 1.1.7 環境部の行政機構および事務分掌の抜粋

7 行政の事業費

令和4年度川口市一般会計予算のうち環境保全費は487,237千円です。人件費および調査分析、各種事業等の経費を計上しています(図1.1.8)。

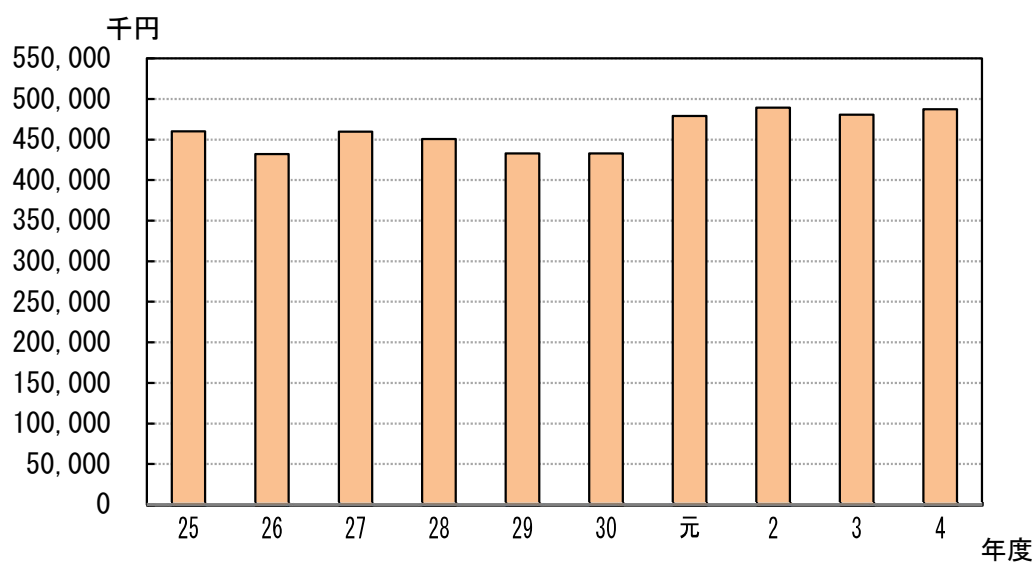


図 1.1.8 当初予算額の推移

第2節 環境問題の展開

1 公害から都市生活型の環境問題へ

高度経済成長期には事業所が主たる公害の発生源となり、大気汚染*・水質汚濁*・騒音・振動・悪臭・地盤沈下*・土壌汚染*（典型7公害）が問題となりました。現在は、法令の整備や公害防止技術の向上により改善が見られます。一方で、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水*による水質汚濁や近隣の生活騒音等、一人ひとりの生活に起因する都市生活型の環境問題や、地球温暖化*をはじめとする地球規模の環境問題により、気候変動・食糧生産・生態系の破壊や人々の健康・生活等にさまざまな影響が及んでいます。

2 地球環境問題

地球環境問題は、発生源や被害・影響が一地域にとどまらず、国境を越えるような地球規模の環境問題を指し、地球温暖化*・酸性雨・熱帯林の破壊・オゾン層*の破壊・海洋汚染*・生物多様性の減退・生態系の破壊等があります。これらは、化石燃料*の燃焼で発生した二酸化炭素・窒素酸化物*・硫黄酸化物等の排出、環境影響を無視した開発や、農薬・フロン等の化学物質の漏出等に起因しています。

3 環境問題への取り組み

地球環境問題は、広範囲に影響が及ぶため、従来の産業型公害対策のように法令による規制では十分な対応ができるとはいえません。地球環境を保全していくには、広域的な対策から、事業者のビジネススタイルや、一人ひとりのライフスタイルの転換といった取り組みまで、幅広い分野において、環境問題を個々の課題ごとではなく総合的に捉え、計画的に施策を講じる必要があります。

平成5年11月に「環境基本法*」が施行され、平成6年12月には、「第一次環境基本計画*」が閣議決定されました。現在では、「第五次環境基本計画」が定められています。「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用しながら、「経済」、「国土」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、イノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが示されています。

近年では、陸上から海洋へのプラスチックの流出による海洋汚染*や、5mm以下の微小なプラスチックの粒子であるマイクロプラスチックによる生態系への影響が社会問題となっており、令和元年5月には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され海洋ごみの発生防止策を講じ、プラスチックとの賢い付き合い方を国内外に積極的に発信する「プラスチック・スマート」を展開していくこと等が示されています。令和2年7月からは、プラスチック製買物袋の有料化が義務付けられ、プラスチックごみの削減に向けた全国一律の取り組みが行われています。

本市では、市民・事業者・行政が適正な役割分担と協働のもとに、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に「川口市環境基本条例*」を施行し、平成13年3月に「川口市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境を取り巻く社会情勢の変化などに伴い改訂を重ね、現在では、「第3次川口市環境基本計画」により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に向け、取り組んでいます。

また、地球環境問題の中でも、地球温暖化対策（温室効果ガス*の排出抑制）は重要なものとして位置づけられていることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

平成31年2月には、脱プラスチックに向けた本市の方針を示しました。まず行政がプラスチックの削減に率先して取り組み、市民・事業者には、徐々に認識を深めていただき、実践に繋げてもらうものです。

本市は、首都圏にあって埼玉県内でも特に都市化の進んだ地域でありながら、河川や用水路が流れ、屋敷林や斜面林が点在し、樹林地など自然の面影が残されているところもあります。この恵まれた自然環境の保全と快適な都市環境の創造の両立は、重要な課題です。市民・事業者・行政がこれまで以上に、それぞれの立場で、エネルギー利用や環境問題を地球規模で考え、地域の環境問題に取り組んでいかななくてはなりません。